

○各務原市附属機関設置条例(抜粋)

(設置)

第2条 市の執行機関等(執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)は、別表第1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる種類の附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。

第6条 附属機関に、会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

4 副会長等(副会長等を置かない附属機関にあっては、会長等があらかじめ指名する者)は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が当該附属機関に諮って定める。

別表第Ⅰ（抜粋）（第2条―第5条関係）

執行機 関等	附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の任 期
教育委 員会	各務原市 学校適正 規模・適 置等 検討委員 会	市立小学校及び中学校 の適正規模及び適正配 置等について調査審議す ること。	10人	(1)学識経験を有する者 (2)学校教育関係者 (3)地域団体その他の団体の 役員等 (4)その他教育委員会が適当 と認める者	委 嘱 の 日 か ら 調 査 審 議 が 終 了するまで